

議第96号

京都市特定環境保全公共下水道事業条例の一部を改正する条例の
制定について

京都市特定環境保全公共下水道事業条例の一部を改正する条例を次のよう
に制定する。

平成31年 2月19日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市特定環境保全公共下水道事業条例の一部を改正する条例

京都市特定環境保全公共下水道事業条例の一部を次のように改正する。

第9条第1項後段中「変更しようとするとき及び」を「変更し、又は」
に改め、同条第2項前段中「水洗便所から排除されるものを除く。」を削り、
「排除しようとする」を「排除することとなった」に改め、同項後段中「変
更しようとするとき及び」を「変更し、又は」に、「やめようとする」を
「やめた」に改める。

第16条第1項前段、第17条第1項前段及び第18条第1項前段中「100分の
108」を「100分の110」に改める。

第28条第2項前段中「100分の108」を「100分の110」に改め、同項後段を
削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第9条の改正規
定は、同年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市特定環境保全公共下水道事業条例（以下
「改正後の条例」という。）第16条第1項、第17条第1項及び第18条第1

項の規定は、平成31年11月1日（改正後の条例第21条第5項の規定により2月の汚水排出量の認定を行う場合にあっては、同年12月1日。以下「適用日」という。）以後に認定する汚水排出量に係る下水道使用料について適用し、適用日前に認定する汚水排出量に係る下水道使用料については、なお従前の例による。

- 3 改正後の条例第28条第2項の規定は、適用日以後に認定する汚水排出量に係る下水道使用料を納入するときに減額する額について適用し、適用日前に認定する汚水排出量に係る下水道使用料を納入するときに減額する額については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、使用料の適正化を図る等の必要があるので提案する。